

可能性が生まれていることです。

しかし、いずれにしても、法制化の決定的な原動力は、協同労働の実績と、もう一つ、新しい価値と文化の成熟であると考えています。

アメリカの文明評論家ジェレミー・リフキンは『ヨーロッパ・ドリーム』（邦訳NHK出版）のなかで、次のように述べています。

「嵐の中心では、ふたつの奔流が渦巻いていた。ひとつは、ますます物質主義的になってゆくように見える世界で、何らかの崇高な個人的使命を求める抑えがたい衝動であり、もうひとつは、互いに疎遠で無頓着になった社会の中で、コミュニティの共有意識を見出したいという欲求だった。」

「私たちはみな、新しい時代を夢見た。そこではすべての人間の権利が尊ばれ、誰も置き去りにされず、文化の違いは歓迎され、誰もが充実した人生を享受し、なおかつ地球環境を維持しながら生きてゆける。人々は平和で仲よく共存できるのだ。」

日本社会に生きる人々の底流にも、こうした欲求が潜在しているものと信じています。法制化運動は、同時に、こうした方向に向けた、文化の変革と新しい価値の創造の運動でもと考えています。居住福祉と協同労働の出会いが、そうした変革と創造の出発点になることを期待して、報告を終わらせていただきます。

<菅野報告への質疑と応答>

■ 法学的問題関心と労協の接点



吉田邦彦（北海道大学大学院法学研究科教授。以下、吉田）：

北海道大学の民法の吉田邦彦と申します。協同組合などの非営利団体の問題は、私の専門のことでもありますので、まず私の方から簡単にコメントをさせていただきます。非常にいいお話で、久方ぶりの感銘と刺激を受けました。

私は、2～3年前にハーバード大学に滞在中に、団体法の研究が不十分であるということを感じ、コミュニティの再生運動及びその担い手になっている非営利団体の意義に関心を持って勉強しました。そして日本に帰ってきて公表した論文（吉田邦彦「アメリカの居住事情と法介入のあり方（1）～（3・完）」民商法雑誌129巻1～3号（2003））さらに、私法（日本私法学会学会誌）66号（2004）32 - 35頁（吉田邦彦発言箇所）も参照）の反響はほとんどないのですが、先ほどの菅野さんの言葉を借用しますと「人類

史的な大きな流れ」というものを私はつかんでいますから、動揺はしておりません。ただちょっと大げさな言い方をしますと、本日は拙文に共鳴して下さる本格的実務家に初めて出会ったような感じがして、嬉しかったですね。

つまり、学界の外から、これまでの20年来の労協さんの地道な実績をもとにして、菅野理事長が非常に学術的なお話をされましたので、そういう意味で非常に感心し、「膝を打つ」ところも多々ありました。因みに、ごく最近、私は「居住福祉法学の構想」というタイトルの講義をしましたが、その中で、実は居住福祉法学の大事な構成要素として「コミュニティ再生団体」というもののお話をしたのです。そのくらい、居住福祉と労協のような非営利団体とは、密接な関係にあるのです。

まず私のささやかな自身の研究経緯との関係で、今日の菅野さんの話と所々触れ合うところがありましたことを申し上げます。私は元々契約法の領域で、「関係理論」というものに関心がありまして 今日「関係財」というお話がありましたが 個人主義的・市場主義的な法学というものに批判的に研究を進めてきましたが、その過程で、アメリカでの「批判法学」という潮流に大きな刺激を受けました。

そこで所有の問題をやるようになりましてから、「所有」と「人格」との関係、ないし商品化(コモディフィケーション)ということをいろんな形で考えるようになりました。ここ10年くらい川島武宣先生の『所有権法の理論』(岩波書店、1949)に対するアンチテーゼというような意気込みで、所有法学の諸問題、例えば、人工生殖の問題とか環境の問題とか情報の問題とかやっ

して、一番難題だなあと思ったのが、住宅及び都市問題、さらには、地方自治の問題でした。そこに「所有」といいますか、住宅問題における所有のレジーム これは「公」と「民」、公的なものをどうイメージするのかということ についていろいろ悩みあぐねていた頃 90年代の半ばですかね 民法の中ではなくて、刺激を受けたのが早川和男先生のお仕事(例えば、講座現代居住4巻(東大出版会、1996)など)との出会いだっただけです。共鳴しまして、日本居住福祉学会と一緒に立ち上げさせていただきました。

その後その一環で、所有との関わりで「団体論」というものに関心を持つようになりまして、今はコロンビア大学ロースクール(当時はスタンフォード大学でしたが、客員教授としてハーバードで教えておられました)におられますウィリアム・サイモン教授からコミュニティ再生運動、しかもその理論的なバックボーンを叩き込まれまして(さしあたり、William Simon, The Community Economic Development Movement(Duke U.P., 2001)参照)一緒にボストンの貧困地区を訪ね、「ダドリー通り近隣イニシアティブ(DSNI)」という全米的にも有名なNPOのスタッフの方とも何度も議論しました。そうして学んだことがとても今日のお話と共通するところが多いのです。

専門に立ち入りますのでごく簡単にしか申せませんが、従来の法人なり団体の意義は、単に経済取引というか債権者の関係で、財産の何が引き当て財産かという、非常に経済的な意味合いで捉えられている(そういう方が日本の民法学では今でも多数だと思います)。もっとも、当時出された星

野英一先生のお仕事(「いわゆる『権利能力なき社団』について」法学協会雑誌 84 巻 9 号(1967))などは問題提起の意味があったわけですが、しかし、その後 30 年以上経ってもそうした議論の枠から基本的に抜け出していません。諸外国で議論されている団体論、特に非営利団体論に関する諸議論と比較するならば、ごく一部分の技術的議論ばかりが肥大化しており、日本の民法学の議論はかなり立ち遅れており、今日の菅野報告の方が、レベルが高いように思いました(私は、スタンフォード大学にいましたときに、先のサイモン教授の「経済的民主主義」と題するゼミで、モンドラゴンとかグラミン銀行とかのことなども教えてもらっていましたので、懐かしかったです)。

■所有法学的側面から見る非営利団体の意義

さて、諸外国での注目すべき非営利団体論とは何かと申しますと、その 1 つは、所有レジームとの関係で団体法を捉えているということです。すなわち、労協法の法制化の第 1 次案の解説ということで菅野さんも同旨のコメントを書かれています(社会的性格を有する所有形態として、「不分割積立金」を説明されています〔協同総研編・協同で労働を組織する 労協法のすすめ(シーアンドシー出版、1988)16 頁])けれども、平等主義的な所有レジームに、非営利団体は繋がるのです。つまり、団体所有という形で団体資産を蓄積することにより 反対に、個人の財産の蓄積は制限されて 平等主義的に団体を介して財の再分配がなされる、という意味合いがあるわけですね。この個人の財産の蓄積制限、そして後に申します

譲渡制限という非営利団体の平等主義的側面が重要で、こうした所有法的側面は、学界ではあまり指摘されていないのです(むしろ団体といえば、団体(営利団体)の所有者(株主)の個人的利益最大化の道具とするという従来のイメージが未だ根強いのです)。

非営利団体のもう 1 つの意義は、今日何度もお話があったように(例えば、労働者の出資、経営参加、労働が三位一体だとされます)、デモクラシー(民主主義)との関係で、「参加」民主政治的な意味合いがあるということです。ボストンの貧困地区においてコミュニティの再生団体(CDC[Community Development Corporation])とかを廻りながら、ここでも組合員となって団体運営に参画するということの意義を痛感しました(しかもあそこでは、団体所有を通じて、安価に地域住民に居住を提供するということが重要で、しかも、住民が離脱するときには、団体には一定額での先買権があり つまり団体構成員の住宅所有権の譲渡性が制限されていて、住民は高く不動産を売却して、自己利益を増やすこともできませんから、自ずと地元への「定着」、そして地域政治への「参加」のインセンティブが CDC を介して生ずるのです)。団体に加わることがデモクラシー的な意味を持つということで、これも日本の民法学では殆ど議論されていないことです。

■質疑① 居住福祉の分野における労協の取り組み

以上概略的に申し上げました私の問題意識との関連で、3 つほど、菅野さんのご報告に対して、質問があります。第 1 に、ワー

カーズ・コープ(労協)は、確かに「雇用創出」とか「保育支援」とか、また「高齢者へのデイサービス」とか、実に様々なネットワークを張る努力をされていて、それがまた近年になって注目されるのもよくわかりますが、肝心の「居住」の観点で、団体所有ということの持っている意味を詰めるということは、今日の話のメインではなかったですね(最後のほうで、外国の例には触れておりましたが)。ところが、特に貧困者・低所得者にとっては、団体を介して、多くの人の出資を通じて団体の財産を膨らませて、そこが居住の媒介をするということがポストンでも行われていましたし、昨年2回行きましたサンフランシスコの貧困地区であるテングロインでもそうでした。非営利団体(CDC)、「テングロイン地区再生団体」(TNDC)とか「テングロイン住宅クリニック」(THC)とかがそうです)がホームレス問題との関係で、とても重要な社会的役割をもっておりまして、それに焦点をあてた雑文(吉田邦彦「サンフランシスコ市貧困地区テングロインのホームレス問題・居住問題(1)~(4・完)」書齋の窓544号~547号(2005))を書きました理由も、そうした団体に居住所有法学上の転回的な意味を感じたからなのです。今日の菅野さんのお話でもその辺の話が抜けているのは、わが国で基本的に「居住福祉」という観点が従来、構造的に抜け落ちていることの一つの帰結なのかなという印象を持ちました。これだけいろいろご努力されているのに、ちょっと酷な「無いものねだり」かもしれませんが、労協のような貴重な社会的役割を演ずる中間団体が他にあまりないでしょうから、むしろ私の「労協への期待の現われ」として、

お受けとめ下さい。

■質疑② 中間山地における労協の存在価値

それから2点目に、都市問題との関係でいろいろ労協の存在価値の大きさというのは昨日も板橋区の関連施設をいろいろ見せてもらって痛感したわけですけども、他方で過疎・高齢化が進んでいる中山間地でこういう団体の持つ意味というのを、どのように労協さんとして考えておられるのかということです。それについても触れられなかったのでお話ししたいと思います。

■質疑③ 公的な補助金問題

それから第3は、非営利団体の運営の財政問題について、日米の大きな違いがあると思いますね。寄付の文化という点でも違いますし、ただ「公から民へ」というのではなくて、公的なものの担い手の軸としてそういう協同組合なり団体があるのだとしますと、コミュニティを引き上げるために補助金を持っている意味は非常に大きいのですね。サンフランシスコのTNDCでも補助金がなくなると、朽ち果てて空いている住宅を修繕して、新たに低所得者に提供するという事業も滞ってしまうのですね。だから民に任せて「お前ら勝手にやれ」というのでは無理があると思うのです(日本の場合には、最近の動向の出所は、「小さな政府」志向にあるからどうも歪んでいるのです。それとは関係なく、非営利団体の社会的意義は論じられるべきで、むしろ先に見ましたように、そこには財の再配分的意義がある

のですから、財の分配に関する公的コントロールになじむのです。

その点で、一番肝心要^{かんしんがめ}の補助金との関係で、ノンプロフィット(非営利団体)の構成が重要なのですけれども(細かな議論には立ち入れませんが、非営利団体の税法上の優遇措置の要件は、補助金受給資格の要件に連動しているのです)、2~3年前に日本私法学会で非営利団体についてシンポジウムがありました、見事にそこが抜け落ちているのですね(前記私法66号。さらに、能見善久ほか「団体論・法人論の現代的課題」NBL767号(2003)参照)。この点どうしてなのか、と考えて見ますと、わが国では、どうも(非営利)団体を公的に捉えて支援していくという発想がない、なぜなら、われわれはどうしても安易にそして妙な具合に「公」「私」を峻別してしまっているという「居住福祉法学」の基本的な問題意識にも繋がるのです。ですから、そういう点も労協さんとしてもお考えいただきたいなと思いました。

■質疑① “居住福祉における労協の取り組み” に対する応答

菅野: 素人には難しい問題ですね。いきなり住宅問題ですか。

吉田: アメリカでのコミュニティ再生運動から学んだこととして、「居住」を、単に住宅問題として物質的に見るのではなく(わが国では、今でも住宅法というタームが通常ですが、どうもそのようなニュアンスがあります)、それは、そもそも雇用創出、つまり生業の問題とか、消費生活の問題とか、教育の問題とか、交通機関の問題とか、トータ

ルに暮らしていくという観点で捉えていくということがあります(早川先生も、「居住福祉」といわれる際にはそういう意味を込めておられると推測します)。そうした「居住を再生させる」という形でアメリカでは、CDCという団体が大きな役割を演じている。そしてやはり居住のインフラである「住まい」をどんどん提供していくということが政府とか公的団体としては重要なのですね(ところが、大阪などでは、これだけホームレス問題で公共スペースの所有問題が問われているのに、それに一番関連する公共住宅に対する配慮がおよそないというわが学会の基本的な問いかけに行き着くのです)。ですから労協の営みに戻りますが、いくら雇用創出とか言っても、ちょっとなさるべきことの半分くらいという感じがするというのは言いすぎでしょうか。過剰期待かもしれませんが(また先に申しましたように、財政の問題にも関わってきますので口先で言うほどに、事態は容易ではないことも理解しているつもりです)。しかし、生活者の立場から考えますと、居住福祉まで非営利団体活動が及ばないと、どうも救われていかないという面があるのではないのでしょうか。でも、昨日の交流会では、岩城雄作さんは、川崎のほうでホームレスとの関係でも労協が尽力されているという話もされてきました。釜ヶ崎のサポートハウジングも草の根で動いているわけですが、あれももうちょっと連携してなされば随分救われる人が出てくるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。うまくネットワーク張りが出来ていないのかなあと思うのですけどね。

菅野: 労協としては、これからの課題です

ね。(追記:ただし、ホームレスの人たちの就労・生活支援については、センター事業団がすでに経験を積んでおり、当事者の人間的尊厳を支え就労にまで結びつけるという点から、生活施設の運営についても自治体から期待されつつある)

大本圭野(東京経済大学経済学部教授。以下、大本): 関連して、協同組合の出発に関する文献がイギリスなどにありますが、オリジナルな文献を読んでいますと、最初は住居なんですよ。住居を提供する、それからコミュニティ。その上に消費生活というのが成り立っているんです。日本で紹介された時はそれが全部抜け落ちて、消費生活の部分とか、消費組合の紹介がされているんです。そういう点で非常に基盤になるものが、必ず協同化していく。難しいけれども、宗教の部分でも一番難しいと思うんですよ。それが抜け落ちているところで、本当に安心して暮らせることができるのかなぁと思います。



吉田: 先ほどは十分に申せませんでした。民商法雑誌の拙文のとくに129巻3号301頁以下のところで、コミュニティ再生団体に

についての理論的な話をしておりますけれども、向こう〔アメリカ合衆国〕ではまず住居の提供ということが団体の役割としてやっています。でも菅野さんも、ご報告の最後のほうでお触れになりましたので、問題意識としては持っておられるのかなと思います。

菅野: イタリアの住宅協同組合の部分ですね。それから、イギリスの文献からも紹介しています。ただ労働者協同組合単独でどれだけのことができるかという、まだ課題は大きいですね。

吉田: サンフランシスコではかなりやっているのですよね。

菅野: それは労働者協同組合ですか?

吉田: 厳密な労働者協同組合ではありません。でもCDCは、生活者に奉仕する非営利団体ですから、かなり近いのではないのでしょうか。いや、向こうでは、非営利団体が成熟してしまっていて、実態としてもいろいろありますから、コンテキストが少し違いますよね。また、その点はむしろこちら側〔民法学の側〕の責任でもあるかもしれません。つまり、従来民法34条の公益法人は、ずいぶん数も絞られてしまっていて、中々非営利の法人が認められない状態で、ずっと国家が公益活動を独占してしまっている形で、その分自力で社会を動かすための団体の動きというのが弱かった。

でも僕が今日最初にいろいろ発言させてもらったのは、(批判するというよりも、)むしろこの度、労協の日常の活動を見せてもらって、喜ばしく何とかがんばってやっていただきたいという思いが基本的に強いので

です。さらに冒頭に申したように、菅野さんのような、私と問題意識を共有する実務の論客にめぐり合えたことも心強かったからなのです。そして、労協さんの取り組みというものを私はこれまで十分に勉強してこなかったものですから、むしろこちら側の不明を恥じて、早速、協同総合研究所に入会させていただきました(笑い)。菅野さんは、地域との関連で居住福祉学との共通性を言われましたが、居住福祉(法学)は、もっと、もっと核心部分で、菅野さんが眼中にある一番のテーゼと結びついていると思います。

菅野: そうですね。労働者福祉運動の非常に重要な部分になってくると思います。早川先生や島本慈子さんが書かれている「住宅の商品化・営利化」に対する対案ですね。

早川和男(以下、早川): それこそ共同研究のテーマということで、やりたいですね。

菅野: そうですね。イギリスでも、住宅協同組合が合わせて職業訓練もやっているわけです。



■質疑③ “公的な補助金問題” に対する応答

菅野: それと、公的な補助金の問題ですが、イタリアの「関係財」というのも、新しい公共のあり方でもあるんですね。「社会的質をもった関係的市場」という文言が出てまいります。

「社会的協同組合の事業がもっと利用者と直結しなければならない」という方針が見られたので、それは「税金を財源とする契約ではなく、個人と私的に契約することですか」と尋ねたところ、「とんでもない」と言われました。結局ある意味では日本の公的介護保険と似ているのですが、それをさらに徹底した考え方だということが分かりました。

第1に、「国家が全ての人が質の高いケアを受け入れる権利を有することを明確にし、供給者に対してではなくニーズを持つ人に資金を提供して、ニーズを有効利用に高める」。2番目が「サービス供給者の要件を明確にして供給の多元化を実現し、市民に真の選択の自由を保障する」。3番目が「対等なサービス費用 先ほどのような公正な労働基準が適用されていますから を前提に、サービスの価格ではなくサービスの質に基づく競争を実現し、需要者側の関係性へのニーズを充足する供給者が勝ち残れるようにする」。4番目が「受益者側もサービスの需給システムの持続可能性に共同責任を負う」ということで、公的なものを否定しているのではなくて、財源的にも制度的にもそれが裏づけとなっている。そこに利用者側も供給者側も参画していく。しかもここには、営利企業は参画できていない。「公的財源を基盤とした、供給者と利用者の協同的

な関係による市場」のことだったわけです。

吉田:「公正労働基準」適用の問題は、実はコモディフィケーション(商品化)の問題なのですよね。そういう公的なサービスについて、市場に安易に乗せていいのかということですね。またその点も私がハーバードで地方自治を習ったフルッグ先生の論文(Gerald Frug, *City Making: Building Communities without Building Walls*(Princeton U.P., 1999)167~)から、その点は学びました。都市サービスについて、それを安易に商品化、つまり競争市場における譲渡性の対象物に委ねるわけには行かないと論じられるのです。菅野さんは、それとは独立に勉強をなさって、同様の問題意識を持たれたわけですね。

菅野:今回初めて知ったんです。「関係財」という言葉を。

早川:関係財というのは、面白い概念だね。コミュニティの発想だからね。

■質疑④ ソーシャルキャピタルに対する考え

岡本祥浩(中京大学総合政策学部教授。以下、岡本):その関係財という言葉がよくわからないんですけども、お話の最後に『ヨーロッパアンドリーム』の紹介をされたので、ソーシャルキャピタルと関連する概念ではないかと、考えました。ソーシャルキャピタルという概念も、やはり北イタリアの調査から出てきたわけですから、イタリアのお話を聞いていて「ああ、そういう状況があるのかな」と思いました。



吉田:ロバート・パトナムの代表作(*Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy*(Princeton U.P., 1993))のことですね。

岡本:そういう議論の流れの中で、ソーシャルキャピタルというのが、生活をしている人たちだけではなくて、自治体とか政府とかが社会をうまくコントロールというか、治めていく。そういうものとして非常にいいんですよ、というような議論の仕方もある。そうすると最初言われていた競争入札みたいなことになりはしないのかな、という危惧も使い方によってはありまして、その辺のあたりのご意見をお伺いできるのかなと思います。

菅野:一つ吉田先生の質問に対して言い忘れましたけど、今回見てきた「ピアッツァ・グランデ」というNPOなんですけれども、ホームレスの人たちを周って、食糧を提供したり衣類を提供したり、「路上弁護士」が、住

宅に困窮しないように、ホームレスになる以前の手を打つということに取り組んでいて、その中から社会的協同組合が生まれたり、労働者協同組合が生まれたりしています。それを紹介したいと思うのですけれども、だから相当やっぱり労働者協同組合だけではなくて、アソシエーション主義＝アソチアツィオニズモが分厚く存在していて、それがセイフテーネットになっているということは感じましたね。

吉田：日本はないわけですかね。

菅野：あまりないし、ここまで広がっていないでしょうね。

■質疑② “中間山地における労協の存在価値” に対する応答

吉田：地方の中山間地では労協の活動はカバーしているのですか。

菅野：農業問題ということになるのですが、まだまだですね。

吉田：都市中心なのですか。

菅野：そうですね。農村県とは言っても、その中の都市ですね。農業問題に本格的に挑戦しないとこれは。(追記：話の中で触れた無茶々園が労協連に加盟しているほか、農業生産者の他の2団体 山形の庄内産直センターと熊本の犬伏有機農産物供給センターが加盟している。また佐々木陽悦さんには連合会の理事になっていただいております。連合会として農の取り組みを進めたいと考えている。食分野における事業と経験

の蓄積や、センター事業団・高齢者協同組合などにおける市民農園の取り組み、深谷の豆腐づくりのための地元農家による大豆栽培、神流町の堆肥化センターなどは、農の取り組みに向けた貴重な手がかりになるものと思われる。地域福祉事業所での「市」も本格化させたい)

逆に「農村女性ワーカーズ」ということで、農村の女性たちが仕事おこしを活発に進めていることから学びたいと思っています。

早川：地方へ行ったら農協の方がやっておられますね。産直で売ったり。

吉田：たまたま今日の日経新聞(2006年1月29日日経2面)の社説を見ていたら農協の批判をしてありましたけれども、どうして協同組合があるのか、という思想原理的な背景がわかっておられないなあと思うのですが…。

菅野：今までの日本の協同組合運動というのは流通と金融に特化していくという点がありました。農協法でも、戦後の構想段階では生産協同組合もあったんですが、非常にソビエト的だ、共産主義的だというような形で、占領軍によってカットされたという経過があります。

しかし、農における協同は、農村の生活を支える「農村労働者協同組合」と、農産物の生産・加工・流通を協同化する「農業労働者協同組合」を必要とする時期に来ていると思われます。その萌芽を農村の女性たちが半ば自然発生的に、自発的に作り出しているわけで、ここと結びたいなというのが一つありますね。

また、都市と農村を結んでまともな農産物を流通させることを、消費者自身の問題としても、労協として推進しなければならないと思います。

吉田:(佐々木陽悦さんの紹介との関連で)労協の取り組みは、文化的な展開だと言われましたけれども、まさに経済的な効率性論理で漏れ落ちている団体的価値についてももっと我々は議論しなければいけないですね。

■質疑④ “ソーシャルキャピタルに対する考え” に対する応答

菅野:それからちょっと一つだけ。岡本先生が言われた、ソーシャルキャピタルと非常に深い関係があるんですけども、私がハッと思ったのは、労働者協同組合、協同労働の協同組合と言ってきましたけれども、「われわれは何を作り出しているのか」という観点がこの「財」という言葉なんですね。「モノ」でもない、今まででいう「サービス」でもない。そこにいる当事者が周りの人々と新しい関係を結ぶことによって尊厳ある人間として生きていくことができるという、そうした関係をつくりだし供給することが自分たちの生産内容だと言っているわけですね。

これはちょっと目を見開かされました。われわれは「協同労働」という、労働のあり方で言ってきたんですが、それは労働のアプローチだったわけです、同じ関係のアプローチでもですね。そのことを、「生産し供給している財は何か」という点から規定したという点が、ここでのミソだと思うんですね。

そうした関係財の供給で競争入札に巻き

込まれない方式として出てきたのが、イタリアの社会的協同組合やNPOなどが一体となって、地域プランを作っていく中で浮上してきた、「信認(accreditamento)」です。公共と社会的協同組合やNPO、利用者団体、権利擁護団体が話し合いながら、誰が適切な担い手かということについても合意を形成していく。そういう方式が出てきたというのはすごいなと思いました。

日本における指定管理者制度においても、もっと利用者側・住民と、担い手の側、社会的使命を自覚している事業者が、最初から公共サービスの設計・計画を一緒になって進めることが必要です。そしてその公共サービスの供給の質や、担い手の要件、行われたサービスの検証などをオープンにして、市民的なレベルで議論していくということに持っていかないと。指定管理者制度は、へたをすると、密室で既得権と営利企業と官僚が、結局もっとも非民主的な形で動かすという可能性が出てくるわけですね。イタリアはそういう点で参考になりました。

■質疑応答⑤ 「協同労働」の理念とマルクスの概念の関係性

早川:ちょっと理論問題になるのですが、先ほどレイドロウ報告に関連して、「これ(労働者協同組合)は第2次産業革命という受け止め方ができるのではないか」という話ですが、マルクスの古典的な概念として「人間疎外」というのがありますね。人間疎外というのは、まさに労働者が資本にこき使われて、人間としての主体性を失っているということでしょう。「協同労働」というのは人間疎外、労働疎外を克服して主体性を取り戻すという、本来マルクスが言っている基本

概念を実現していくという過程というか、現段階というふうに解釈するべきなのか、あるいは全く新しい、マルクスの概念を超えて何か違う側面を有してきているのか。労働に比べ協同労働は、主体性があるというあたりで少し違うのかなあと気がしないでもないのですが、その辺はどのように理解されていますか。

菅野:何十回もレイドロウ報告のその部分をしゃべったり読んだりして改めて感じるんですけども、この4つを並べているというところがすごいと思うんですよ。世界の飢えを満たす(生命の再生産) 労働における疎外の回復、消費そのものにおける疎外 浪費を煽られ、環境破壊を破壊し資源を浪費してしまうという、究極のもう一つの自己疎外ですよ。は人間の関係性そのものからの疎外、という問題になっている。そうすると、労働における疎外だけではなくて、トータルな疎外の克服が課題となってきます。

この前「池上塾」というのがあって、池上惇先生が「マルクスは消費における疎外ということについてあまり言っていない」ということを言われたので、なるほどなと思いました。そうすると協同労働というのはそこに切り込んでいくというか、自らの労働疎外を克服するということが、同時に消費における疎外とか関係性における疎外を克服していく、そういう財を作り出していく労働であるというふうにとらえると、さらに高い位置づけが見えてきます。

早川:消費の疎外とか関係性の疎外の問題は、私も関心が深いのです。これと非常に密接に関係しているんだけど、今4つの

テーマがレイドロウ報告の中にトータルにあるというのは、たしかにマルクスをアウフヘーベンしている面があるわけけれども、この労働疎外ということに関して、協同労働ということに限定して考えた場合に、マルクスの言ってきた労働疎外というとの関係性では、どういう位置づけになるのか。他との関連で有機的に展開しているからそれは質的に転換している、と考えるのか、理論的・歴史論的に。その辺を、話をずっと伺っていて考えていたのですが、どうなんでしょうかね。

菅野:(マルクスの思想について深く研究しているわけではありませんが)労働の質、労働の内容そのものに即して、レイドロウさんの言う「人格の根本と結びつくような労働」というところから、新しい労働観へのヒントを頂いたということがあります。

労働者協同組合の段階で、自分たちで事業を構想し計画し、自分たちで資金を集めて経営を成り立たせ、自分たちの生産した剰余を自分たちで分配し、社会的にも分配するということまでは、自覚して実践するようになっていました。働く人の協同は、クリアしていたわけです。

早川:主体的判断で働く。

菅野:労協の事業が対人・対コミュニティ・サービスに広がっていく中で、労働の質をさらに突き詰めていったときに、当事者と地域住民の参画による子育てや高齢者ケアに典型的なように、「当事者・生活者と協同し、当事者・生活者自身の協同を促がし、地域住民の協同をコーディネートしていく」という、労働における関係性が全体的に視

野に入ってきたわけです。非常に厳しい経営状況であっても、むしろそういうマルチ・ステイクホルダーの参加によって、経営的にも成り立たせていく。そういう労働観・経営観がイメージできたわけです。

吉田:消費疎外との関係をもう少し説明して下さいませんか。

菅野:今公共サービスも含めて私的な消費になっていますよね。レイドローの段階では浪費社会が問題なわけで、私的な消費者が、贅沢や見栄で、浪費に追い立てられていることが取り上げられた。それがさらに公共サービスそのものまで商品化されようとしているわけです。

吉田:協同労働によって、どのようにしてそれが克服されるのですか。

菅野:公共サービスというのは、元来市民が共に作り上げていくものですよね。

吉田:それで先ほど十分に話せませんでした。団体所有には、アキュミレーション(accumulation)(私的蓄積)の抑制ということと、エイリエネーション(alienation)(譲渡性。これは疎外という意味をも内蔵させます)への制限という意味を持つわけですね。ということは、それは商品化に歯止めをかけるということですが、それとオーバーコンサンプション(過剰消費)との関係はどうなるのですか。これは、社会にあまねく存在する現象ですが、それと協同労働とはどう関係があるのですか。

菅野:たとえば、佐々木陽悦さんの例で出ま

したように、グローバルな農産物の自由化は、果して食と農の観点で言うといいことなのか。むしろ根本的に問題が吹き出しているところではないのか。そうすると生産者の側が文化的に発信するというこの意味は、単なる私的な消費者ではなく、共に作り出していく共同生産、そこにおいて生産者と消費者が協同していくということを含んできます。

吉田:ローカル経済の再生ですね。

菅野:そうなりますね。私が勝手に言っているのは、これからの経済は、「地域・循環・共生」にならなければならない。それは(人びとの高い文化や倫理によって自覚的に構成される)「文化経済」ということになります。

早川:大体菅野さんの認識は分かったし、位置づけが出来てきました。この協同労働概念に存在する生活とか地域とか、生活そのものの協同とか。こういう点はマルクスの方には入っていませんね。

余計なことを言いますと、僕の研究の出発点は、『資本論』と関係あるんです。資本論の第1巻で、私の労働価値説は労働によって生まれた価値だけを論じる。空気とか水とか土地は使用価値をもつけれども、労働から生まれたものではないから論じないと書いている。

それなら僕が論じてやろう(笑い)というんで、住宅とか生活空間とかの使用価値を『空間価値論』(勁草書房)として論じ、いろいろと展開しているんですが、そういう点でいうと、労働についてもマルクスの概念というのは、今もご指摘あったように非常に限られた側面であるということと言えます。

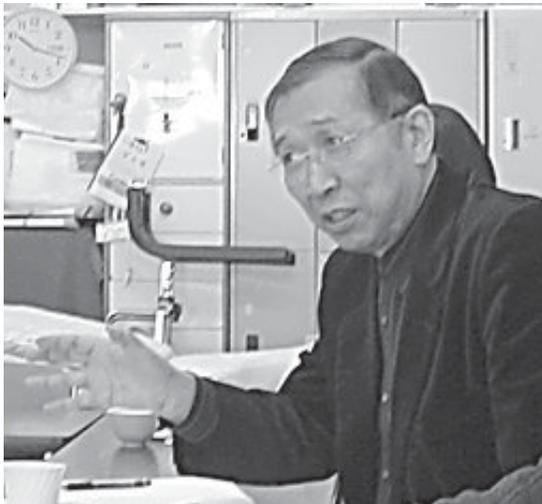
すね。もうちょっと理論的に整理しないと
いけません、少しわかってきました。

吉田:ということは、早川先生は、公共空間、
つまりコモنزのほうから分析を開始され
たということですね。これは、居住福祉の基
本視座の背景として意味深長であり、参考
になりますね。でも今日のお話との関係で
は、労働の方にも公共的側面があり、それら
が統合してくるとということになりますかね。

■質疑⑥「3つのきょうどう」の言葉の意 義

鍋谷州春（総合社会福祉研究所主任研究員。
以下、鍋谷）：質問よりも感想を述べます。い
くつか読まさせていただいたんですけれども、
肉声で情熱を込めて、なおかつ高い理論的
根拠も示していただいて、感動いたしました。
ありがとうございました。

やや質問的意見になるんですけれども、
究極の理念を目指す一方、現実にはこうい
う日本の中でやっていますから、かなり過
渡的といいますか、初歩的であるため、究極
の目的を試みているという段階だと思いま



す。なのでその中間項を粗末し、究極の理念
とそれに見合う実践があるというのを直球
で結びつけると、ちょっと危険になると思
うものですから、あえて申し上げたいと思
います。

3つの協働(鍋谷氏は「三つのきょうどう」
を「協働」=「協同労働」の略としてとらえ
られていた 菅野)というときに、その3
つは同質なのかという点で若干意見を持ち
ます。自らの労働を自己規定するときには
いいと思います。労働者協同組合の中で3つ
の協働というときには、

たとえば、3つめの地域との関係。地域は、
別個の人格、別個の組織を持っているわけ
です。別個の尊厳あるもの。ただ客体にしな
いで、その主体性を持った地域の人たちと
共に、ある意味で協働といっても、「協同」で
あったり、「連携」ということであったり。

その組織の中では自己規定として通用し
ても、根っ子の人格を持った様々な人たち
とこれからこういう価値観を創り上げてい
こうというときには、それだけではどうな
のかということで、「協働」ということばの
定義について教えて頂きたい。1番目に「自
らの労働はこうだ」と言っているときと、地
域との関係性を言うときで同じ言葉で使っ
て通じるかという、協働の定義の問題です。
同質化ということ。

■質疑⑦「コミュニティ・ケア」の言葉の 意義

2番目に「コミュニティ・ケア」という言
葉が何度か出てきたのですが、「ケア」とい
う言葉の定義が曖昧です。何人かの先行者
によるともっと広がったんですけど、現実
には介護保険その他のもとで個別サービス

化しているわけですよ。「ケア」と言っても、そういう中で言われているのは、単にサービスの細切れ供給ではなくて丸ごとということですよ。その辺は丁寧に使ったほうがいいのではないかと思いました。まちづくりを含むことをおっしゃっていましたので。

■質疑⑧ 現実的な「競争的協同」をどう乗り越えるのか

それから3つ目に、協働のすばらしさが究極の理念という点はいいと思うのですが、現実には「競争的協働」だと思うんですよ、今は。とりわけ2000年の介護保険から自立支援法からみんなパイの理論が入って、現実には競争が入っていますよね。労協だって競争の中にあるわけです。

そういう意味で、先ほど組織が大きくなると官僚的だという話がありましたけれども、それはアソシエーションの問題だけではなくて、現実には事業性と協同性は緊張関係にあると思うんです。限られた法制度と限られた財を巡ってパイを奪い合っていますから。そういう意味でそうはならざるを得ない。緊張関係が絶えずある。

みんな組合員は対等だと言いながら、マネージメントしている側と現場で労働している側と違いがあって、当然緊張関係にあって、労協の中にも先進例と中間例と後進例ときっとあると思うんですよ。リーダーの力量の問題も大きいと思うのですが、やはりそこには逆バネも働いていると思います。なので100%礼賛するのではなく、現実の世の中では競争的協同をやっていて緊張関係を内包しているの、その事も全員が直視しながら、それをどう乗り越えてい

くのか。それは単なる理念だけでは乗り越えられないので、合理的なものが必要だと思うのです。

多少意見も含めた質問ですが、教えていただければと思います。

■質疑⑥ “「3つのきょうどう」の言葉の意義”に対する応答

菅野：一番目ですが、「3つのきょうどう」と言っている場合の「きょうどう」は、「働く」ではなくて簡単に言えば協力するという「協同」です。

協同労働がそれを一元的にコントロールするという発想ではなくて、もちろん異なる主体なんですよ。生活者も地域の人々も、自立した存在なわけですね。その一つ一つの要求に即して生活者同士が自発的に協同していくということの一環として、それと結びついて、協同のワーカーと協力し合うという関係ですよ。地域住民もそうですよね。そういうコミュニケーションとネットワークの構造を言っているの、労働中心主義ではないのです。

例えば高齢者協同組合が一方に存在する。高齢者自身が主体として登場して欲しいと思っているわけです。村田幸子さんが非常に分かりやすく言ってくれたように、「福祉・仕事・生きがい」を高齢者自身が作っていく。そういう主体がこっちにあって、それをまたサポートするワーカー集団がいるという構図ですよ。

■質疑⑦ “「コミュニティ・ケア」の言葉の意義”に対する応答

それから2番目のケアは、おっしゃるとお

りです。公的介護保険の改正問題が出てきて、私が非常に危惧をしているのは、再び管理的な発想とか、中央集権的な発想とかいう様々なものが出てきやしないかということです。筋トレとか個々のサービスメニューに目が行っていて、それどころかそれすら分からないという自治体もあるというのだけれども、それをやりさえすればいいという風潮にまたなっていくというのが非常に問題なわけですよ。管理モデルではなくて「当事者主体のモデル」であるし、「生活モデル」であるし、究極は「コミュニティモデル」である。個別の細分化されたサービス提供ではなくて、それを当事者において総合しながら、どう豊かな人生、地域を作るかが問題だということですね。

イタリアの資料で、アマルティア・センの福祉アプローチに拠りながら、ザマーニ教授という方が、「供給する個々の財やサービスへのニーズを持つ人が、そうした財やサービスを享受し、それを使いこなして、人間性を開花する機会を広げるケーパビリティ＝実際的能力に焦点を移し変えることによって、一人一人のかけがえのない個性や人生の歴史、良く生きたいという要求が中心に添えられる」と述べているのですが、これがコミュニティ・ケアの核心だと思っています。

早川：それはマルクスの概念ではないですか。

菅野：それをアマルティア・センが新たに言っているわけですね。

■質疑⑧ “現実的な「競争的協同」をどう乗り越えるのか” に対する応答

菅野：「競争的協同」という点ではもちろん厳しく自覚をさせられざるを得ないです（笑）。事業を失敗させれば終わりですからね。

早川：ちょっと異論があるんだけど、協同というのは一言で言うと、「生存的協同」だと思うんですよ。つまり協同しなければ生存できない状態に現在の人々は置かれている。だから協同して主体性を取り戻す。だから協同労働は何かというと、生存権的協同であり、それは基本的人権であり、これは現代社会のグローバリゼーションと称する市場経済原理主義の連中に対抗する価値概念であって、だからそれを協同で展開するんだというのがここでの僕の認識です。「競争的協同」というのはプロセスで、それを競うということはあるんだけど、生存権だと思うんです。この協同というのは。

鍋谷：上位概念のもとで、事業としての競争。

吉田：原理的に、今早川先生が言われたように基本的生存に関わる、あるいは関係に関わるような財を市場に乗せるかどうか、という検討は、やはり分けてなさるべきだと思います。競争とは市場に乗せるかどうかということですからね。すなわち、第1に、それをどう考えるかという原理的・規範的な立場決定と、第2に、現実問題として市場的競争によらざるを得ない面があるというディレンマをどう考えるかというのは分けて議論したほうがいいと思います。

早川：市場に乗せる競争ではないんですよ。

吉田：競争と言えばそうですね。

早川：いえいえ、鍋谷さんの言われる競争は違います。

鍋谷：違います。

菅野：結局協同労働というふうに出した段階で、それまでの労働者協同組合の水準を超えたんですよね。超えるものが出てきたわけですよ。つまりそれを共有できているということ。管理する側とされる側とか、担い手同士の競争とか、そういうことを克服できる視点が協同労働の発見だったのではないかと思います。

もちろん競争関係という問題はあるんだけれども、それを超えていくものが同時になければ協同労働の生命そのものがなくなってしまうのです。

吉田：例えば具体例としてアメリカの医療保障のHMO（健康維持機構。これは、医療機関と保険会社が合体した団体です）がいわゆる管理的競争（マネージド・コンペティション）を行うという場合に、HMO同士が市場の場で競い合う。彼の地では、医療というものが市場原理でもってどんどん商品化されていくわけですね。そうした事態に対処するには、先にも申したように、まずは、医療が人格と密接に関わる、あるいは平等原理に則るべきものであるから、それを果して、市場に乗せていいのかわかるかどうかという議論は必要なわけですね。それが包括的医療保障にするかどうかの分かれ目になるわけですから……。市場と競争は具体的に

何が違うのか教えてください。

鍋谷：医療でも、自立支援法などの障害者の問題でも、「準市場」ですよ。もちろんそれ以外のことも指定管理者制度でいろいろお仕事をなさるわけですが、例えば現実には200億円の売上高を超えようということは、競争ということは売上げをあげることだけが競争ではなく、顧客を増やすとか、質を含めて事業レベルを上げるということですから。それは当然末端の事業所に行けば行くほど、デイサービスだった4月からの介護保険制度が変わったらなんとか顧客を増やさなければならぬわけですよ。どうしても事業ペースに入っていくと。競争というものが働くわけですよ。やっぱり今の日本では協同というものも意図とは無関係に競争というものが伴ってくるということがあるんです。

吉田：法政策的に言うと、平井宜雄教授が分析されているように（法政策学（第2版）（有斐閣、1995）185 - 86頁参照）、純粹市場とは別に、修正された市場というものがあありますが、それを指しておられるのですか。しかしそれとても、市場的側面は否定できないのです。

■質疑応答⑨ 協同の理念をどう現実に広げていくのか

大本：私は大学生協の理事長をやっていたことがありまして、その実態として、私の大学生協では専任の職員が7人いて、パートが70人くらいいます。そのパートの人たちは10年20年というふうにお勤めしています。他方で専任の職員は3年ごとに変わるので、実

質大学生協の仕事はパートの人たちによって支えられています。これはまさに搾取の構造なので、パートの女性にワーカーズコープを立ち上げて、大学生協と対等の関係で仕事をするのができないのかと。大学生協側にも、パートの女性を搾取するのではなくて対等な関係を作って それは生協の元々の理念ですから そういうことができないかと陰で提起したんです。ところが、両者とも乗ってこないんです。現実に日本の社会では、パートの人たちは数時間の交代でやっているわけですが、仕事の内容もほとんどの学生が支持しているのは、基本的に3時間労働でも20年続いた専門性ですよ。しかし主体的に自分たちが仕事をして協同していくということを説明しても両者になかなか理解してもらえない。

これは特殊ではなくて、日本の社会で半数以上がそうではないかという感じがするんです。そういう中で協同という理念を起こしていくためには、どうやったら少しずつでも広がるのか。それはこちらの労働者協同組合の人達が入り込んでいって、プロジェクトをやって拡大していくのか、口コミで広げていくのか、どういう戦略を考えておられるのでしょうか。理念はわかりましたけれども。

菅野:そういうことをいろいろ言っていた時期があるんですよ。生協も正に働いている部分はワーカーズコープになるべきじゃないかと。医療生協だってそうだと。これは雇われている人なのか、この人たちは自己決定できないのかということの問題を出したんですけれども、これは非常に評判が悪くて、先生と同じ経験で、両方から無視されました。

じゃあ希望はないのかと言ったときに、大事なのは、もう一度組合員レベルから考えることではないか。例えば奄美大島で労協が地域福祉事業所を立ち上げたところ、過疎地に商店がないために、民間の人がトラックにトイレットペーパーを積んでティッシュペーパー一箱何百円で売っているという現実があった。だけどケアワーカーがいるんだったら地域を周りながらそういうものを共同購入する生協を組織していくことも可能ではないか。あるいは医療生協の日々の健康管理、保健活動というものを一緒に担っていくことも考えられるよね、という話になったわけです。

生協とは何なのか。消費財を売るものだけなのか。そうではなくて、コミュニティ・ケアも含めて、「生活協同組合」と言っているのだから、生活そのものを協同化していくという視野に立ってみると、新しい発想が広がってくる。ワーカーズコープを生協組合員自身が起こすとか、様々なルートを通じて変えていく余地はある。

その萌芽が少し出ています。病院というのも、先ほど看護サポートチームのことをお話ししましたが、病院には様々な担い手がいる。その一員であるワーカーズコープの組合員がどれだけの力量と能動性を持っているかによって、病院の見方も変わり、地域ケアの協同事業も展望できるようになる。

あるいは労協が農産物の流通も担っていくことになると、生産者と消費者を「いのちと地域」の視点からコーディネーターする、生協労働の本来のあり方を捉えなおすきっかけになるかもしれない。

大学生協も、学生からの期待なり、教員からの期待ということになれば、仕事の問題

を含めて新しい協同の課題があるはずですよ。仕事をどうするか、地域をどうするかということにもっと出ていかないと、大学生協の存在意義も希薄になっていきますよね。口はばったいですが。

大本：もう希薄になっていますよ。(笑)

■公正な競争ルールの必要性

菅野：それと話は戻りますけれども、競争にしても協同にしてもどういうルールでやるのかということ、無視してはいけませんよね。その財の質によってもルールが違ってきますが。

介護保険サービスでも、あまりにも今無茶苦茶で、営利企業の参入も自由になってしまい、商品的な発想だから、個々のサービスを切り売りしているわけですよね。それで適度に重度化したほうが儲かるわと営利企業が入ってくる。基準もないから安く労働を買い叩いてそれで儲けるとい、そんな無茶苦茶な競争はないので、そこに公正な競争ルールが必要です。そうならば、質的な競争になってくるはずなんですよね。価格の叩き合いの競争ではなくて。そういう点では、財や市場の性格によるんですが、いずれにしても協同労働を進めていくと単純な価格競争を超えていくという展望が開けていくのではないかという気がしています。ただ競争については、ある意味で、欠かせない側面を持っている気がします。私はソ連崩壊前から、この体制に対しては非常に批判的でしたし、特に『収容所群島』なんかを読んでしまうと、こんなものではどうしようもないという想いでした。その根源は何かというと、地方自治や民主主義が存在し

ないということと合わせて、自立した企業と生産における労働者自治が存在しないことでした。企業・市場・競争という概念は、密接に結びながら、人類の歴史の中で質的に発展させていくべきものだと考えています。

労協の若い人に「協同労働の協同組合は人間中心の企業です」と言ったら、「企業なんですか？」と質問されました。自らの資源を編成して財やサービスを供給する。良いと評価されるもの社会に供給し、評価されなければ淘汰される。そこまでの責任や厳しさを労協もというか、労協だからこそ引き受けなければならないんですよ、ということを行いました。

■質疑応答⑩ 今後の課題

吉田：鍋谷さんが出された現実と理念の狭間の問題ですが、例えば、中山間地の問題を考える際に、高知県の馬路村が『ごっくん』（ゆずジュース）で販路をできるだけ伸ばそうとしたり、また隠岐島前の海士町が『サザエカレー』の特産品の販路を伸ばそうとしたりして尽力していますが、これらは、市場社会を前にすると、そうせざるを得ないという現実があるわけですよ。それと生協さんのグローバル化はある程度妥協しなければならないという現実があるわけです。しかし他方でグローバル化によって外材が入り込み、規制緩和の自由貿易政策によって、林業が成り立たなくなっている。奈良吉野とか高知の森林を見てきますと荒れているのがよくわかります。もう一度ローカル経済というのを見直さなければいけない現実もあるわけですね。その辺のディレンマを（ご報告の中でコメン

トされたように)「生協はけしからん」ということで済むのか。こうした問題に、「協同労働」の視座からどのように対処していかれるのかが僕もよくわかりません。

菅野:「けしからん」とは言っていませんけども(笑)。

早川:一言最後に補足ですが、先ほどから議論されているように、協同労働の真っ当な進路を着々と進める一方で、どなたからか指摘があったように、指定管理者制度であるとか、入札とか、政府は予算カットの手段のためにやっている側面があるわけでしょう。それを打ち破って正論としての協同労働を花開かせるためにはどういう矛盾を克服しなければならないのか。それはこれからの大変な難局だとは思いますが、頑張りたいと思います。

菅野:その意味では、非常にいい年明けだと思っています。日本人が目覚まさないといけないという事態が吹き出た。東大の松原隆一郎先生が言われているように、規制緩和・民営化といった構造改革によって、あらゆる市場、労働市場も資本市場も土地市場も自由化していく。営利至上主義が何のルールもなくまかり通って、そうした政策が拍手の中で通過してきた。それが今問い直されているわけですから。

吉田:その話で言えば、今金融実務が大きく、「間接金融」(従来型のメインバンクを介在させた企業金融)から「直接金融」(一般の証券投資家による金融)へと

動いていっていますね。それによって失われるコミュニティ的価値があるわけですが、その側面の議論も今日の菅野さんのお話では、あまり出てこなかったように思います。「協同労働」からは、証券化の流れに対するアンチテーゼというものが出てくるのでしょうか。

菅野:協同組合方式は、本来そういうものを超える存在ですね。マルチステイクホルダー協同組合から、さらに共同財を生産する協同組合へということになれば、一層そうなりますね。

早川:まあ菅野さんの役割としてはこれまでおやりになってきたことを分析されて、方向性を導くことですかね。

菅野:居住福祉学会との「共闘」をぜひお願いしたいところです。

